

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都台東区柳橋一丁目14番6号
氏名 コスモ理研 株式会社
代表取締役 山中 正昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

越谷市長 高橋 努



許可の年月日 平成29年7月10日

許可の有効年月日 平成34年2月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) 以上8種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上8種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県越谷市大字恩間新田字宮前70番3の一部、70番4、105番2の一部、105番3、
105番5、112番2 以上6筆（面積286.25㎡）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成元年3月6日	指令中環第6-120号	新規許可
平成18年3月3日	指令廃指第2330号	変更許可（「除く」から「含む」への変更）
平成24年3月30日	指令越環第2290号	更新許可
平成29年6月20日	—	変更届（保管施設の変更）
平成29年7月10日	指令産廃第6号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
燃え殻 以上1種類	2.1㎡	2.0m (屋内)	1.5m ³ (25Lポリ容器×60個)
汚泥 以上1種類	2.1㎡	2.0m (屋内)	1.5m ³ (25Lポリ容器×60個)
廃油 以上1種類	1.3㎡	0.6m (屋内)	0.2m ³ (20Lポリタンク×10個)
廃酸 以上1種類	1.3㎡	0.6m (屋内)	0.2m ³ (20Lポリタンク×10個)
廃アルカリ 以上1種類	1.3㎡	0.6m (屋内)	0.2m ³ (20Lポリタンク×10個)
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上1種類	5.2㎡	2.0m (屋内)	6.8m ³ (25Lポリ容器×55個、 45L段ボール×120個)
金属くず 以上1種類	2.1㎡	2.0m (屋内)	1.5m ³ (25Lポリ容器×60個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上1種類	2.1㎡	2.0m (屋内)	1.5m ³ (25Lポリ容器×60個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも廃蛍光管に限る。) 以上3種類	1.8㎡	1.0m (屋内)	0.9m ³ (90L段ボール×10個)
汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(いずれも廃乾電池に限る。) 以上5種類	1.3㎡	1.0m (屋内)	0.3m ³ (25Lポリ容器×10個)

(以下余白)